

# 長時間労働削減推進本部の体制図

## 長時間労働削減推進本部

### 【趣旨】

「日本再興戦略」改訂2014（平成26年6月24日閣議決定）において、「働き過ぎ防止のための取組強化」が盛り込まれたところ。また、本年6月に「過労死等防止対策推進法」が成立し、長時間労働対策の強化は喫緊の課題。

こうした状況の中、大臣を本部長とする「長時間労働削減推進本部」を設置し、長時間労働対策について、省をあげて取り組むこととする。

本部長 厚生労働大臣

本部長代理 厚生労働副大臣（労働担当）、厚生労働大臣政務官（労働担当）

事務局長 労働基準局長

構成員 大臣官房総括審議官（国会担当）、大臣官房審議官（労働条件政策担当）、大臣官房審議官（賃金、社会・援護・人道調査担当）、安全衛生部長

### 過重労働等撲滅チーム

主査 大臣官房審議官（労働条件政策担当）

### 働き方改革・休暇取得促進チーム

主査 大臣官房審議官（賃金、社会・援護・人道調査担当）

### 省内長時間労働削減推進チーム

主査 大臣官房総括審議官（国会担当）

- \* 過重労働等撲滅チーム及び働き方改革・休暇取得促進チームの構成員は、労働基準局内の関係課長等から構成。
- \* 過重労働等撲滅チームの下に、労働基準局及び労働基準監督署の若手職員からなる推進チームを設置。
- \* 省内長時間労働削減推進チームの構成員は、大臣官房人事課長、大臣官房参事官（人事担当）、労働基準局総務課長、雇用均等・児童家庭局総務課長他20歳代から30歳代の若手職員で構成。

# 具体的取組① 過重労働等の撲滅に向けた取組について

## 1. 11月に以下の取組を実施

### ① 長時間労働削減の徹底に向けた重点監督の実施

i **相当の時間外労働時間が認められる事業場等**

ii 過労死等に係る労災請求がなされた事業場

等を対象に、**重点監督**を実施。

⇒ 法違反を是正しない事業場は、送検も視野に入れて対応(送検した場合には、企業名等を公表)。

### ② 相談体制の強化

i 9月1日に開設した「**労働条件相談ほっとライン**」により、平日の夜間・休日に、無料電話相談を実施。また、厚労省HPのトップページにバナーを設置する等、積極的にPRし、利用を促進。

ii 11月1日(土)に、職員が無料で電話相談を受け付ける、「**過重労働解消相談ダイヤル**」を実施。

⇒ i、ii で受け付けた情報を重点監督に活用。

### ③ 労使団体への要請

○ 長時間労働の抑制による働き過ぎ防止対策の徹底について、労使団体に要請。(10月)

### ④ 過労死等の防止に向けた取組

○ 11月14日 **過労死等防止のためのシンポジウムの開催**

○ 過重労働解消のためのセミナー(事業者向け)の実施(11月～12月)



## 2. 今後の取組

○ 11月に実施する重点監督の結果や、過重労働等撲滅チームの提言等を踏まえ、平成27年以降の新たな取組について検討、実施。

## 具体的取組② 「働き方」の見直しに向けた企業への働きかけの強化

### 1. 本省幹部による企業経営陣への働きかけ

- 労働基準局幹部が業界のリーディングカンパニーを訪問  
⇒ 所定外労働時間の削減、年次有給休暇の取得促進、勤務時間限定正社員の活用等についての取組や、運用に当たっての課題等について意見交換。把握した好事例や課題を今後の行政運営に反映。
- 併せて、これらの取組に対する支援メニュー（助成金や好事例・ノウハウ集）を紹介⇒ 更なる取組の実施を促す。  
<予定> ・**本部開催後**、金融業・小売業・卸売業のリーディングカンパニーを中心に本格実施

### 2. 地方自治体との協働による地域レベルでの年次有給休暇の取得促進

- 地域において、関係労使、自治体、行政機関等、NPO等が協同で協議会を設置  
⇒ 地域の祭り、学校休校日等に合わせた計画的な年次有給休暇の取得を企業、住民等に働きかけ、**地域の休暇取得促進の機運を醸成**。（26年度：都道府県1カ所・市町村4カ所（下表参照）⇒ 27年度（要求）：都道府県1カ所・市町村5カ所）

【平成26年度の取組】

地域	実施時期
静岡県、同県島田市・川根本町	静岡県民の日（8月21日）を中心に広域的取組み。市民向けシンポジウムを <b>10月以降</b> に実施。
熊本県人吉市	国宝 青井(あおい)阿蘇(あそ)神社で行われる「おくんち祭」に合わせて <b>10月9日（木）</b> を重点実施日として取り組む。
愛媛県新居浜市	四国三大祭りの一つ「新居浜太鼓祭り」に合わせて、 <b>10月15日（水）～18日（土）</b> を重点実施日として取り組む。
埼玉県秩父地域	「秩父夜祭」に合わせて <b>12月3日（水）</b> を重点実施日として取り組む。



10月を「年次有給休暇取得促進期間」です。

### 3. 年次有給休暇取得促進期間

- 10月**を「年次有給休暇取得促進期間」  
⇒ 全国の労使団体や個別企業労使に対し、来年度の年次有給休暇の計画づくり時期を捉えた集中的な広報。